

参考3

関係省庁漂流・漂着ごみ対策 関連予算概要

山地災害の発生リスクの高まり

●記録的な集中豪雨の発生頻度の増加

- ・近年、全国各地で集中豪雨や地震等により激甚な山地災害が多発
- ・降雨の特徴として、短時間強雨の増加などにより、災害の規模が大規模化、激甚化
- ・これらの山地災害により道路が寸断され、集落の孤立化が発生し、地域の暮らしに甚大な影響



H25.7 山口県萩市須佐

●南海トラフ巨大地震等による超広域に及ぶ被害

<南海トラフ巨大地震による被害想定>

- ・山地が崩壊するといわれる震度5弱以上の揺れが想定される市町村数が931から1,323へ増(対象市町村数は1,469)
- ・震度6弱以上または浸水深30cm以上の浸水面積が10ha以上となる市区町村数が30都府県の734に及ぶ
- ※市町村数には、政令市の区を含む



H23.3 東日本大震災

国土強靱化(ナショナル・レジリエンス(防災・減災))の推進

(国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議の設置(H25.3))

●人命を守るだけでなく、いかなる事態が発生しても機能不全に陥らない経済社会システムの確保が重要

●優先度の高い「重点化すべきプログラム」

- ◆ 広域な大規模津波等による多数の死者の発生
- ◆ 火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者発生
- ◆ 情報伝達の不備による避難の遅れで死傷者発生
- ◇ 被災地での食料・飲料等の物資供給長期停止
- ◇ 電力供給停止による情報通信の麻痺・長期停止
- ◇ サプライチェーンの寸断による企業の生産力低下
- ◇ 社会経済活動の維持に必要なエネルギー供給停止
- ◇ 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
- ◇ 電力・石油・ガスサプライチェーンの機能の停止
- ◆ 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
- ◇ 食料等の安定供給の停滞 等(15プログラム)

●治山対策に係る今後の対応方針

- ・災害のおそれがある箇所の観測・調査・把握結果に基づく災害に強い森林づくり
- ・避難経路の山地災害からの保全、避難体制の整備等のソフト対策との連携
- ・海岸防災林の整備、地震・津波対策
- ・交通施設を守る周辺対策、主要施設が致命傷を負わないための地域全体の災害対策

平成26年度予算の重点事項

～事前防災・減災に向けた「緑の国土強靱化」の推進～

(1) 山地防災力の強化

① 山地防災力の強化に向けた災害に強い森林づくりの推進

荒廃山地の復旧整備や水土保全機能が低下した森林の整備の一体的な実施



② 避難経路の保全による集落の孤立化防止対策

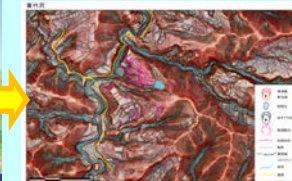
災害発生時の一連の避難経路を山地災害から保全することにより、災害発生時において、集落の孤立化防止を図る



ロープネットによる避難経路の保護

③ 脆弱性評価による効果的な治山対策の推進

航空レーザ等を活用した崩壊危険箇所の把握等の脆弱性評価を行い、事前防災・減災に向けた効果的な治山計画の作成・立案手法の検討等を実施



(2) 津波に強い海岸防災林の整備等の推進

南海トラフ巨大地震等により発生が想定される津波に対する多重防御の一つとして「粘り強い海岸防災林」の整備等を推進



漁場機能維持管理事業のうち 漁場漂流・漂着物対策促進事業（拡充）

1 趣 旨

第171回通常国会において海岸漂着物の円滑な処理と発生抑制を目的とした「海岸漂着物処理推進法」が、平成21年7月15日に公布・施行され、漂流・漂着物の問題は、本法に則した政策の実施が求められているところである。また、近年、漁業者の生活の糧となる漁場では、無数の漂流物が流入、滞留・堆積し、漁場環境を悪化させており、深刻な問題となっている。

そのような中、漁場に流入し滞留している漂流物については、漁業者が漁業活動中に回収を行っているところであるが、漁場内の漂流・堆積物の回収を安全・効率的に実施する体制の確保や漁業者負担の軽減を図る必要がある。

また、漂流・漂着物のうち、漁業系資材について削減方策やリサイクル技術の開発を行ってきたところであるが、同技術の普及や現場での実証的な試験・技術開発による、更なるコスト削減を図るとともに、使用済漁業系資材が漂流・漂着物の発生源の一つと考えられることから、これらの適正な保管・処理を推進する必要がある。

2 事業内容

(1) 漂流・漂着物発生源対策等普及事業（継続）

漁業系資材のリサイクル手法の技術開発の成果の普及、現場での実証試験やコンサルティングを行うとともに、発生源対策の一環として使用済漁業系資材の実態把握及び適正な管理・処理処分法の検討について支援する。

さらに、漁業系資材廃棄物を固形燃料に加工し、水産一次加工用のボイラーや乾燥機などの燃料として活用するための技術開発を行う。

(2) 漁場漂流・漂着物対策促進事業（拡充）

漁場において漁業者が漁業活動中に回収した漂流物等を処理するための費用、流木などの大型漂流物等やドラム缶など内容物が不明な容器が漂流物等である場合に専門業者に回収、処理を依頼する費用及び災害時において漁業者が漂流物等を回収、処理する費用について助成する。

3 事業実施主体

民間団体

4 事業実施期間

平成25年度～平成29年度

5 平成26年度概算決定額（前年度予算額）

39,471千円（43,857千円）

6 補助率等

定額

7 担当課

水産庁漁場資源課 03-6744-2382（直）

漁場復旧対策支援事業（継続）

1 趣 旨

東日本大震災により相当量の瓦礫が海中に流出し漁場に大きな被害が発生したため、震災以降、漁場の漂流物・堆積物の回収処理等を実施してきたことにより、各県の復興計画等に従い順次操業が再開されているが、広範囲に分布する瓦礫が操業中に入網し漁網が破損する被害が後を絶たないことや潮流等の影響により一度瓦礫の回収を行った漁場に再度瓦礫が流入し操業に支障を来たしている状況にある。

また、沿岸漁場や養殖漁場については地盤低下による藻場の喪失等の漁場の変化、アワビ等稚貝の減少による再生産の阻害、陸から流出した油分の沈殿などにより漁場生産力の回復を阻害していることが問題となっている。

このため、底びき網漁船等による広域的な瓦礫の回収処理の支援、操業を再開した漁船が操業中に回収した瓦礫の処理への支援等を継続して行うとともに、沿岸漁場や養殖漁場の生産力を向上させるため、被災した漁場における改良漁具導入等の技術開発調査を行うことが必要である。

2 事業内容

(1) 漁場漂流・堆積物除去事業（継続）

漁場漂流物の回収処理、漁場堆積物の状況把握に係る海底調査及び回収処理を行う。

(2) 漁場生産力回復支援事業（継続）

沖合漁場において底びき網漁船等を用船して広域的な瓦礫の回収処理を行うとともに、通常操業を行う漁船が操業中に回収した瓦礫の処理等についても支援する。

(3) 漁場生産力向上対策事業（継続）

①被災漁場において沿岸漁業・養殖業を円滑に行うための改良漁具、漁場機能回復技術及び養殖漁場における環境改善技術の開発を行う。

②これらの技術開発に必要な資源状況や環境収容力等を把握する。

3 事業実施主体

道県、民間団体等

4 事業実施期間

平成24年度～平成26年度

5 平成26年度概算決定額（前年度予算額）

3,356,482千円（2,764,000千円）

6 補助率等

定額、8/10、2/3

7 担当課

水産庁漁場資源課 03-6744-2382（直）

漂流・漂着物対策に資する経済産業省の施策

平成26年5月26日
経済産業省

平成18年6月に環境省が海岸管理者に対して行った漂流・漂着ゴミアンケートでは、漂流・漂着ゴミの運搬・保管や処分に苦慮しているものとして、流木や漁具類に次いで、ペットボトル、ビン・缶、ポリ容器等の容器包装も挙げられている。これらの漂流・漂着ゴミには、海外からの漂着物も含まれているが、国内で発生したものも含まれている。

このため、国内において、事業者等による容器包装廃棄物の排出抑制等を促進することは、漂流・漂着ゴミに対する対策としても有効であると考えられる。

1. 容器包装リサイクル法に基づく排出抑制の促進

同法では、家庭などで一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物について、その減量と資源の有効利用の確保を図るため、消費者による分別排出、市町村による分別収集、事業者のリサイクル義務を規定している。また、平成18年6月に成立した一部改正法により、容器包装廃棄物の排出抑制を促進するための措置（定期報告制度等）が講じられた。

(参考) 経済産業省における容器包装リサイクル法関係の予算 335百万円の内数
(平成26年度政府予算案額)

2. 3Rの普及啓発

毎年10月を「3R推進月間」と位置づけて普及・広報活動を行っている。

※財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省、消費者庁の8省庁で実施。

主な取り組み

- ・河川巡視等による早期発見・対応、連携した監視等
- ・河川・ダム等に貯留した流木・ゴミ等の処理
- ・流域の住民との連携による清掃活動の実施
- ・ゴミマップの作成、看板設置による普及啓発等

(例)平成24年度実績

- 109水系、ダム・堰(直轄、機構)
- 109水系、ダム・堰(直轄、機構) 約10万t
- 104水系延べ約58万人参加(直轄)
- 109水系でゴミマップを作成済み



取り組みの強化

連携体制の強化

- ・全国一級河川の水質汚濁防止連絡協議会等の組織を活用し、関係機関が連携して河川ゴミ対策に取り組む体制を強化
- ・協議会等で不法投棄発見時の関係機関への連絡体制をルール化
- ・関係機関による合同パトロール等の取り組みを強化



関係機関の連携



合同パトロールの実施

啓発活動の推進

- ・市民と連携し、ゴミマップ等を活用した環境教育や清掃活動を実施
- ・河川のゴミ量を全国的に評価するための指標の検討
- ・ゴミマップを環境教育、清掃活動等の場で配布、活用
- ・小・中・高等学校等の教育機関と連携し、清掃活動の実施や職員による出前講座等の中で、不法投棄抑止の啓発活動を推進



河川ゴミの調査

河川管理の強化

- ・監視体制の強化、河道内樹木の計画的伐採
 - 投棄させない環境づくり・監視強化
ゴミマップ等を活かした看板の設置、監視カメラの設置等を引き続き実施
 - 治水上支障となる河道内樹木の伐採を維持管理に関する計画に位置づけ、計画的に実施



夜間巡視



見通しの向上



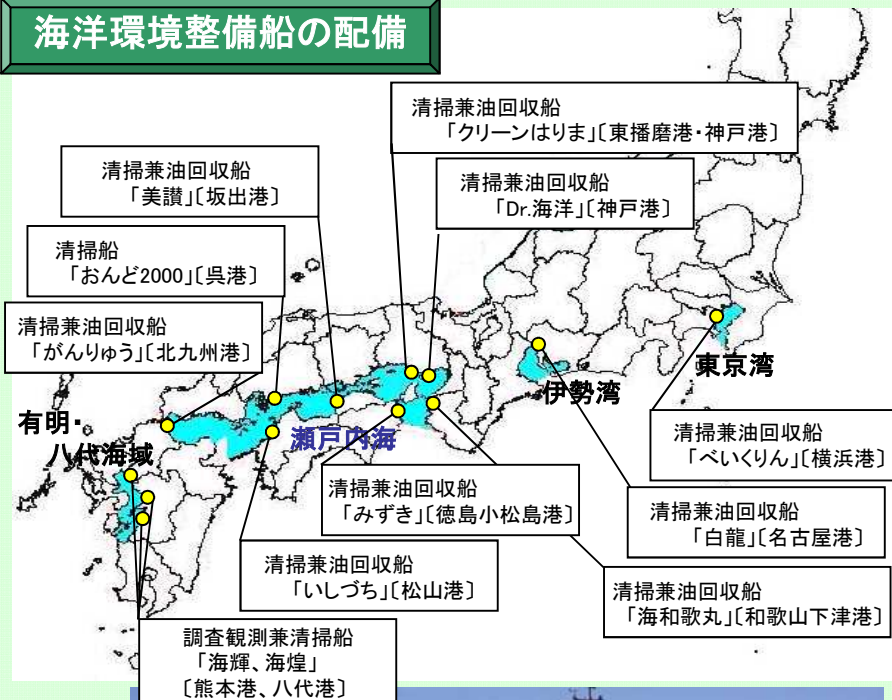
計画的伐採

海洋環境整備事業～閉鎖性海域における浮遊ゴミや油の回収～

海洋環境整備船の概要

- 船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海の閉鎖性海域(港湾区域、漁港区域を除く)において、海面に漂流する流木等のゴミや船舶等から流出した油の回収を行っており、現在、これらの海域に海洋環境整備船を配備しています。

海洋環境整備船の配備



漂流ゴミの回収

回収装置による回収

漂流ゴミを双胴部で
跨ぐように航行



潮目に集積する漂流ゴミ

多関節クレーンによる回収



漂流する流木の回収

漂流・漂着物に関連する取組（気象庁）

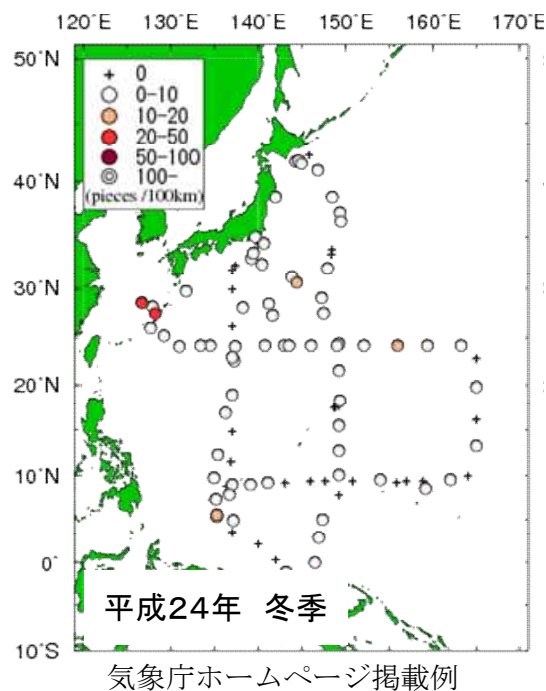
日本周辺海域及び北西太平洋の浮遊プラスチック類の監視

1. 取組の概要

- ・ 日本周辺海域及び北西太平洋の定まった航路上（観測定線）で海洋気象観測船によって、昭和52年（1977年）から、浮遊プラスチック等の海上漂流物の目視観測を実施。
- ・ 観測した浮遊プラスチック等の海上漂流物の分布、種類、浮遊数の経年変化などを、気象庁のホームページなどで公表。

2. 平成26年度の予定

- ・ 平成26年度は、季節ごとに日本周辺及び北西太平洋の観測定線で、浮遊プラスチック等の海上漂流物を目視観測する予定。
- ・ この観測は、海洋汚染防止のため、「海洋バックグラウンド汚染観測」業務の一環として実施。



平成26年5月
海上保安庁

海上保安庁の26年度漂流・漂着物施策

1. 一般市民への海洋保全思想の普及を目的とした漂着ゴミ分類調査

海洋環境保全のための啓発活動の一環として、一般市民による漂着ゴミ分類調査に協力。

※ 平成25年は、全国45か所、4,940名参加による分類調査に協力した。

※ 「海洋環境保全推進月間」(平成25年6月)の実績では、全国24ヶ所、2,630名参加による分類調査に協力した。

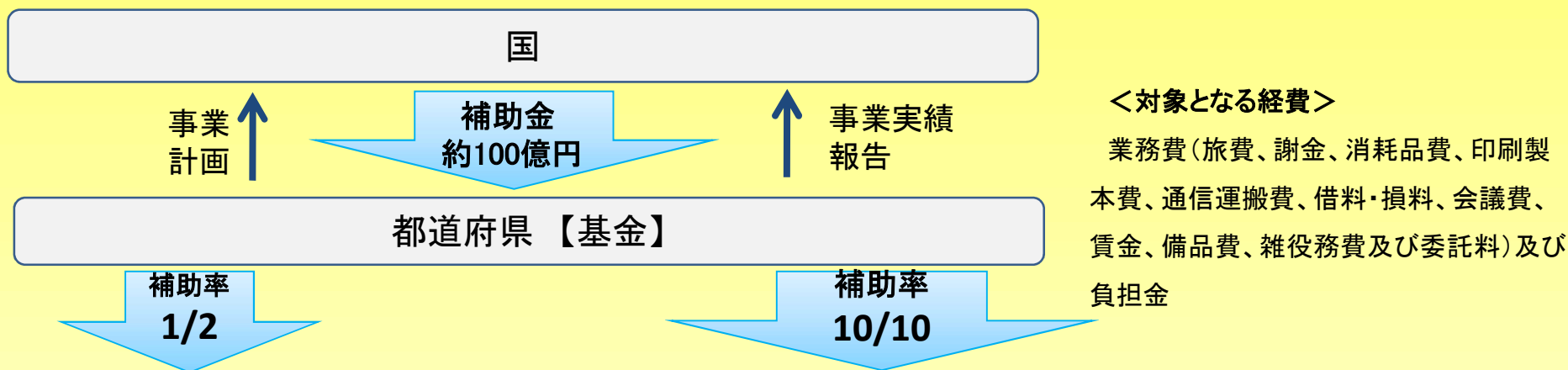
2. 大規模漂着状況の原因調査

同一の排出源からのものと思われる大量の漂着物が認められた場合に、関係地方公共団体等と連携して漂着状況を調査し、排出源、排出原因の特定など、事件・事故の両面から調査を実施するとともに、関係自治体への情報提供、地域住民への注意喚起等を実施。

海岸漂着物地域対策推進事業

24年度補正：
9,999 百万円

- 海岸漂着物処理推進法に基づき作成された地域計画に基づき実施する海岸漂着物の回収・処理や発生抑制策等の取組に対する支援
- 海岸環境の悪化を防ぐための緊急的な措置として、補助率10/10(一部事業については補助率1/2)、26年度末までの事業



(1) 地域計画策定・改定に係る事業 ＜都道府県＞

地域計画の策定及び改定に必要な調査等、海岸漂着物等の対策の推進を図るための事業

(2) 海岸漂着物等の回収・処理に係る事業 ＜都道府県・市町村＞

- 海岸漂着物等の回収・処理に関する事業(民間団体等と協力・連携して実施する事業を含む。)
- 海岸漂着物等の回収・処理に係る調査研究の事業

(3) 海岸漂着物等の発生抑制策に係る事業 ＜都道府県・市町村＞

- 海岸漂着物等の発生の抑制に係る普及・啓発
- 海岸漂着物等の発生原因・抑制等に係る調査
- 発生抑制のための関係者間の連携・交流 等

漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業

(1) 漂着ごみ対策総合検討事業

○海岸漂着物処理推進法

第二十二條 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に、海岸漂着物等の発生の状況及び原因に関する調査を行うよう努めなければならない

①漂着ごみ状況把握

- ・全国的・経年的な漂着状況の把握

効果的な漂着ごみ対策に関する施策の立案

②漂着ごみ原因究明・発生抑制対策

- ・主要ごみの発生源調査
- ・効果的な発生源対策の検討
(広域連携による対策の検討)
- ・海外の発生源に係る情報収集

実効的な発生抑制対策の実施

③漂着ごみ等生態系影響把握

- ・日本沿岸における現状の把握
- ・国内外の最新知見の収集
(科学的知見)

生態系への影響を踏まえた適切な対策の検討

(2) 漂流・海底ごみ対策総合検討事業

○海岸漂着物処理推進法付帯決議

海岸漂着物対策の推進に当たっては、海に囲まれた我が国にとって良好な海洋環境の保全が豊かで潤いのある国民生活に不可欠であることから、(政府は)海岸漂着物等に加えて、漂流ごみ及び海底堆積ごみの回収及びその適正な処理についても積極的に取り組むこと。

- ・全国的・経年的な状況の把握

漂流・海底ごみの実態を踏まえた適切な対策の検討

災害等廃棄物処理事業費補助金の概要

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金	
発生原因	災害起因	災害起因ではない
対象事業	 <ul style="list-style-type: none"> ○災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 ○災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 ○仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分（災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る） ○国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物の収集、運搬及び処分 	 <ul style="list-style-type: none"> ○海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物（漂着ごみ）の収集、運搬及び処分
補助先	市町村（一部事務組合、広域連合を含む）	
要件	指定市：事業費80万円以上、市町村：事業費40万円以上	
	<ul style="list-style-type: none"> ○降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの ○暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの ○高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○1市町村（1一部事務組合）における処理量が150m³以上のもの ○海岸保全区域外の海岸への漂着 ○通常の管理を著しく怠り、異常に堆積させたものは除く 等
補助率	1/2	
財務局立会	あり	なし
査定方法	<ul style="list-style-type: none"> ○原則、災害廃棄物の処理完了後に当該都道府県庁舎において机上査定を行う。 ○災害廃棄物の処理完了前に査定を行う場合は、原則として、現地にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○原則、漂着ごみの処理完了後に、地方環境事務所庁舎において机上査定を行う。 ○漂着ごみの処理完了前にヒアリングを行う場合は、現地又は当該都道府県庁舎にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行ってもよい。

循環型社会形成推進交付金

○市町村等が行う地域の生活基盤を支えるための重要なインフラである廃棄物処理施設の整備を支援。
 ○また、東日本大震災の教訓を踏まえるとともに、今後想定される大規模災害(首都直下型地震、南海トラフ巨大地震)に備え、地域の防災拠点となり得る廃棄物処理施設の整備を戦略的に支援。

ダイオキシン対策により整備した施設の多くが老朽化(全国約1,188施設のうち築20年超:461施設、築30年超:130施設、築40年超:2施設)し、地域でのごみ処理能力の不足、事故リスク増大の恐れ。

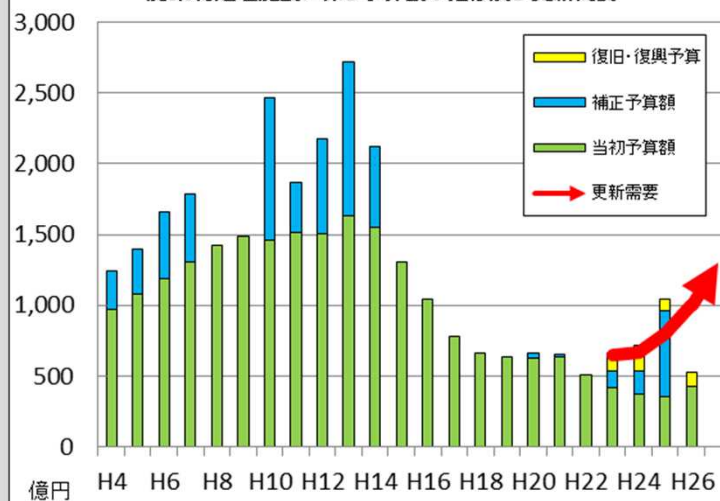


東日本大震災において、膨大な量の災害廃棄物(約2,000万t)を処理するための施設が不足。今後想定される首都直下型地震、南海トラフ巨大地震における災害廃棄物の量は、それぞれ約6倍、約16倍と予想。



老朽化した廃棄物処理施設の適切な更新を行うことにより、地域住民の安全・安心を確保。また、災害時においても施設の処理能力を確保するなど防災拠点として整備することにより、迅速な復旧・復興を可能とする。

廃棄物処理施設に係る予算額の推移及び更新需要



【交付先】

- ・特定被災地方公共団体以外の市町村(一般会計)
- ・特定被災地方公共団体の市町村(復興特会)

【交付対象施設】

ごみ焼却施設、最終処分場、浄化槽、既存施設の基幹的設備改良事業、等

【交付率】

交付対象経費の1/3。ただし、一部の先進的な施設及び防災拠点施設については1/2。

災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業（農林水産省、国土交通省）

○ 目的：洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したものと思われる流木及びゴミ等が異常に堆積し、これを放置することにより、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に流木等の処理を実施

○採択基準：

堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から1キロメートル以内の区域に漂着し、その漂着量が1,000m³以上

本事業の対象となる流木及びゴミ等の漂着範囲が複数の海岸であり、関係者が協働して一体的・効率的に処理する場合には、事業主体数にかかわらず漂着量の合計が1,000m³以上であれば、補助対象となる。

○事業実施主体：

海岸管理者（都道府県、市町村）

○補助率：1／2

○災害関連事業として実施

（複数の海岸に堆積した漂着ゴミの処理）



複数の海岸を対象範囲とし、漂着量の合計が1,000m³以上の漂着ゴミを対象



海岸漂着ゴミや流木等の状況と処理状況